

第31期川崎市青少年問題協議会
第3回全体会 会議録

○日 時 令和3年12月28日(火) 10時00分～11時30分

○場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

○出席者

(1) 委員 21名

芳川委員、柴田委員、押本委員、矢沢委員、各務委員、田村委員、田吹委員、岡野委員、中村(有)委員、小林委員、舘委員、境委員、岸委員、前川委員、香山委員、米田委員、丸山委員、尹委員、中村(茂)委員、宮脇委員、阿部委員

(2) 傍聴者

なし

(3) 事務局

武田室長、岡本担当課長、戸田担当係長、内藤職員

○配布資料

資料1 第31期川崎市青少年問題協議会 協議過程
資料2 第31期川崎市青少年問題協議会 これまでの議論の経過
資料3 第31期川崎市青少年問題協議会 協議題について
資料4 第31期川崎市青少年問題協議会 意見具申書の構成(案)

参考資料1 多摩区ソーシャルデザインセンター 視察(ヒアリング)報告

参考資料2 川崎市子ども夢パーク 視察(ヒアリング)報告

参考資料3 川崎市ふれあい館 視察(ヒアリング)報告

1 開会

- ・配布資料確認
- ・会議公開についての説明
- ・会議成立についての説明

2 会長挨拶

- ・芳川委員から挨拶

3 議事

(1) これまでの議論の経過について

芳川会長：それでは、議事に移ります。今期については、昨年（令和2年）10月に開催された第1回全体会以降、協議題・調査専門委員会において協議題を検討して、第2回全体会で御了承を得た上で、起草専門委員会で意見具申書の作成に向けた具体的な中身の議論を行っております。ここでは、両方の委員会の委員長であります柴田副会長から、これまでの議論の経過について簡単に御報告をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

柴田副会長：（これまでの議論の経過について説明）

芳川会長：柴田副会長、ありがとうございました。これまでの議論の経過について御報告いただきました。御報告いただいた内容は、そのまま次の議題（2）に続いていくものだと思っておりますので、引き続き議題（2）について、柴田副会長から資料の説明をお願いしたいと思います。

(2) 協議題及び意見具申書の構成について

柴田副会長：（協議題、副題及び意見具申書の構成案について説明）

芳川会長：ありがとうございます。御報告いただいた内容について、起草委員会の委員の皆様、何か追加や補足等はございますか。館委員、いかがですか。

館委員：起草専門委員の館と申します。よろしくお願いいたします。

今説明いただいた内容に少しでも補足をさせていただければと思うんですけども、先ほど副題の説明があったとおりで、今回、「子どもの権利」というのを1つの大事なポイントとして、しっかり意見具申書の中に盛り込んでいきたいと考えている中で、特に最後の第4章、提言のところ、「居場所づくり」だったり、様々な施策について、先ほど御説明があったと思うのですが、具体的な提言内容に落とし込む際に、必ず「子どもの権利」というところを目指す形の提言をしたいと考えています。

「子どもの権利」というと、ややもすると、一方的に大人が子どもたちを幸せにするといった方向性で、例えば、青少年に安心感を与えるような居場所づくりをするという提案になりがちなんですけれども、そしてもちろん、大人の責任として青少年が安心できる環境づくりをするというのはもちろん必要なんですけれども、こういったものは、まず大人自身が幸せであるという前提があるから提案できるものだと思っていて、提言に関しても、大人が子どもに“与える”ようなものを提言するというよりかは、やはりまず我々大人が幸せに生きられるというような、そうした前提があった上で「青少年の居場所づくり」だとか「社会参加の仕組みづくり」などにつなげていけるような、そういう具体的な提言ができるというなと思っています。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。では、前川委員はいかがですか。

前川委員：おはようございます。起草専門委員を拝命しております川崎市子ども会連盟のシニアリーダークラブむげん元会長の前川友太といたします。

私自身、多分、青少年を代表する立場としてこの場にいると思うのですが、子どもの権利条例というものができたときに、「おとなのみなさまへ」ということで、子ども達から大人に向けたメッセージとして「まず、おとなが幸せにいてください」という、そういう象徴的なフレーズがあり、それが母子手帳にも今現在記載されています。そういう意味で言うと、やはりこの場にいる皆さんも含めて、私も含めて、大人がまず幸せであるかどうかということが非常に問われているんだと思います。その上で、やはり、子どもの権利条例の20年という歩み、これは、川崎市は、日本で初めてこの子どもの権利に関する総合条例をつくったこの20年の歩みというものがいかなるものだったのか、そして、それは大人も子どもも含めて、本当に幸せだったのかどうかも含めて、今回、それを地域づくりの部分で生かしていくというようなものになります。私は、この20年を非常に肯定的に捉えています。なぜかという、川崎市の「子ども会議」は、子どもの権利条例に基づいてつくられましたが、20年間、姿、形、それから色々なものを変えずにここまでやってきたということは、非常に大きなことだと思うからです。他の自治体ですと、大体姿や形を変えていたり、もうやらない、やっていない部分というものが非常に多い中で、川崎市はこの20年でできていたことというのが非常にあるのかなと思っています。そういう意味で、川崎市でこれまでできていたことも含めて、そういったものが有機的につながって、さらに子どもたちがありのままにいられるような、生きていてよかったと、そう思われるような川崎をつくれるような提言書にしていければと思っています。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。では、米田委員、いかがでしょうか。

米田委員：子どもの未来サポートオフィスの米田です。よろしく願いいたします。

お二方の委員から、「子どもの権利」に関して丁寧に補足をいただいたので、私は別の視点から少し補足させていただきます。

先ほど委員長から、構成（案）の第3章は「現状における川崎市内の取組」を、視察をしたものをまとめる予定と御報告いただきました。今回の視察は、実際に市内でどのような取組が行われているかを聞き取るだけでなく、取組を行っている方々に、この協議題のテーマや、私たちの議論に対する御意見も聞き取りをさせていただいています。参考資料1、2、3に記録がありますが、多摩ソーシャルデザインセンターからは大学生たちが自ら活動している様子と、大学生目線でどう思うかを聞き取りできています。また、参考資料2には、子ども夢パークの西野さんの御意見と、コロナの中での居場所づくりについても取組もお聞きすることができました。参考資料3は、川崎市ふれあい館の報告です。実は、第30期でもふれあい館の視察に行っており、そのときには主に取組内容を聞いていますが、今回は、川崎区での取組内容だけでなく、川崎区以外の市全域で、外国につながる子どもたちがどのように居場所を見つけて、社会につながっていけるかについても、意見交換ができました。提言書には、視察で聞き取れた意見についても盛り込んでいきたいと考えております。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。起草専門委員から、それぞれの思いを語っていただきました。

では、柴田副会長からの御報告を受けまして、そして、来年の市長への意見具申に向けて、各委員の皆様から御意見、御指摘或いはアドバイス等をお願いしたいと思います。発言されたい委員はいっぱいいらっしゃるんじゃないかと思いますが、今日は短い時間の中で、私は、是非、全員から御意見をいただきたいと思いますので、恐縮ですけれども、お配りした委員名簿順に御発言いただければ幸いです。では、押本委員、お願いいたします。

押本委員：おはようございます。川崎市議会の押本と申します。熱心な議論をいただきまして、いつもありがとうございます。

今、意見具申書の構成（案）を拝見させていただいて、かなり幅広く議論をさせていただいているなと思っているところです。この中で、ちょっと各論にはなるんですけども、今後の提言の中にちょっと盛り込んでいただきたいと思うものがあります。

やはり青少年を取り巻く状況というのはすごく変わってきているなと感じているところで、私も議員になってもう10年目になるんですけども、この間、色々なITの発達だとか、そういう変化があって、それに伴いLINEいじめがあったりだとか、GIGA端末が学校で配られる中で、それを使いたいじめが町田市等でもあったりだとか、あとネットリテラシーのそういう教育も必要だよねという話があったりとか、あと、各地で条例等も議論されていますが、ゲーム依存、ネット依存みたいなお話もあるのかなと思っています。さらに今、

こども文化センターの活用というお話もあったんですけども、アウトリーチ機能をどうしていくのか、様々な支援が必要な人たちをどうやって拾っていくのかというところの議論が、資料の提言の部分にはなかったので、そういった点も盛り込んでいただけるといいのかなと思います。

環境は毎年どんどん変わっていくので、2年という期間での意見具申の中でそういった問題を拾っていくのは難しいというのは理解しているところではあるんですけども、是非ともそういった問題をこの中のどこかに盛り込めるように御議論いただければと思った次第です。以上、よろしくお願ひします。

芳川会長：ありがとうございます。とても大事なヒントをいただきました。では、お隣、矢沢委員、よろしくお願ひします。

矢沢委員：川崎市議会議員の矢沢でございます。まず、ここまでしっかりと骨組みの部分をつくっていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。協議題・調査専門委員会にしても、起草専門委員会にしても、協議題を最初から決定していく流れというのは、本当に大変だったろうなと思います。自分で手を動かして、言葉を交わして、そして一つ一つの題目をつくっていく作業というのは、0から1をつくる作業ですので、その部分で汗をかいていただいた委員の皆様には本当に感謝を申し上げたいと思います。

私も、やはり子どもの権利条例の施行から20年ということで、ここに着目をして、総括をしていくという取組は本当に大切なことだろうなと思いました。壮大な作業ではありますけれども、この部分を欠かすことはできないのかなと思いましたので、この流れで是非進めていただきたいなと思っています。

芳川会長：ありがとうございます。では、各務委員、よろしくお願ひします。

各務委員：市議会議員の各務と申します。各専門委員会での議論、ありがとうございます。

多摩区ソーシャルデザインセンターについては、地元ですので、少しお話しさせていただくと、多摩区は、明治大学、専修大学があるので、ゼミとして関わっていただくことが多いんですけども、大学を卒業すると離れてしまうということが課題としてあるんですが、ソーシャルデザインセンターの学生さんは、地元の学生さんが非常に多いということなので、ゼミとは関係ないという活動としては非常に活発だと思っています。中間支援組織としての機能はまだまだのところもあり、御自身たちでイベントを立ち上げて動いていらっしゃるものではあるんですが、社会参加のきっかけ、場所としては非常に良い取組になっていると思います。

ただ、こういった地域活動に意識の高い学生さんたちはいいんですけども、そうでない学生さん、青少年をどうつくっていくかというところからすると、居場所づくりというところで、每期每期、「こども文化センター」が議題に上がっておりますけれども、ソーシャルデザインセンターの学生アンケート

で、こども文化センターを活動場所として使えなかったことがあるが、それはなぜだったかというところで、18歳までだったとか、チラシを置かせてくれなかったなんていうお話もありましたので、本当にこども文化センターを居場所にするのであれば、こういった細かいところはやはり改善していく必要があるかと思います。大人が考える居場所ではなく、是非、小中学生からも御意見を聞くような形で、子どもたちに、どういう場所にしたいかというような意見を是非聞いていただきたいと思います。

対象が青少年全体ですけれども、どういった青少年をターゲットにするかによって、機能、居場所が変わると思うので、生きづらさを感じている青少年を拾うのであれば、またちょっと目的とか場所とかが違うと思いますので、是非その辺も検討材料に入れていただければと思います。

芳川会長：ありがとうございます。対象を確認するということですね。ありがとうございます。では、お隣、田村委員、お願いいたします。

田村委員：市議会議員の田村京三です。よろしく申し上げます。

私は、私生活ではPTA会長をやったり、青少年指導員、子ども会の理事、少年野球のコーチなどをやらせていただいて、20年以上地域の子どもたちと関わってはきているんですけども、そこで関わっている地域の私みたいなおじさんやおばさんを知っている子どもたちが健やかに育っているのは安心なんですけれども、先ほど、子どもの権利条例の中で、大前提が大人が幸せでいることという話をされていたんですけども、家庭の保護者がやっぱり共働きになって相当時間がなくなったり、ある程度の収入を得ることによって、共助や公助を受ける必要がない、人の力を借りなくても自立した家庭が持てるようになったことで、正直言うと、少年野球に子どもを入れると、何か役員みたいなのをやらされるから、やっぱり入れるのをやめようとか、地域のイベントに参加すると、PTAの役員を頼まれちゃうから、それも行かないでとか、何となく家庭の中で子どもを囲むような形になっちゃって、条例の中にある「自分で決める権利」「参加する権利」みたいなのが、うまくちゃんと保護者と子どもの中で伝わっているかというか、自由に本当に決められて、子どもたちが自由に参加ができているのかなというのは、日頃の活動の中ではちょっと危惧しているところがございます、その辺を少し今後議論をさせていただけたらなという風に思っております。

芳川会長：ありがとうございます。確かにそうですね。その負担で保護者が少しためらってしてしまうこともございますので。ありがとうございました。今後また協議させていただきます。では、お隣、田吹委員、よろしく申し上げます。

田吹委員：川崎市警察部の田吹と申します。お話を聞かせていただきまして、警察の立場から言いますと、やはり自殺の問題であったりとか、この間、健康福祉局とも

色々と意見交換をしたんですけれども、精神を病んでいる中高生、20歳ぐらいの人も増えているというようなことで、我々も早期に本当に色々と対処はしているんですけれども、起きてしまう前の段階で、こういった青少年に対する色々な取組を地域でやっていただくことによって、少しでもそういうケースを減らしていけるということであれば、我々としても、組織としても、是非協力していきたいと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

芳川会長：ありがとうございます。本当に2年間ですごく話題になっているのは自殺問題というところで、どう攻めたらいいのか、そういう意味では、本当に深刻で、打開策を色々な立場の方たちも考えていると思いますので、大変心強いお言葉ありがとうございます。では、次の委員にお願ひしたいと思います。岡野委員、お願ひします。

岡野委員：横浜保護観察所の岡野と申します。保護観察所の業務は、民間ボランティアである保護司に支えられています。非行や犯罪に及んだ少年等に保護司が面接を重ねるなどして地域で見守ってくださっていますが、直接会って話を聞くことが制約されるなどのコロナ禍ならではの悩みがあります。参考資料3の川崎市ふれあい館のヒアリング報告の最終頁に「コロナで新たに生まれた課題があるというよりも、もともとあった課題がコロナで浮き彫りになったという印象がある」とあり、私たちもこういう視点で自分たちの仕事を振り返ってみたいと思いました。

この第31期は、コロナ禍のさなかでの協議や視察に御苦勞があったかと思ひます。もしよろしければ、それらについてお聞きできたらと思ひます。

芳川会長：ありがとうございます。今のことについて、柴田副会長、何かございますか。

柴田副会長：やはりコロナ禍ということで、青少年の対面的な交流というものが、大人との交流もですけれども、子ども同士の交流も減っているということ、例えば、学校の中でも、子どもたち同士の交流のあり方が少しずつ変わってきていて、休み時間の過ごし方とか、給食の時間とか、こういったところからコロナ禍の課題というものも散見されますけれども、起草専門委員会の中での議論では、そういった中でも、やはり「人と人とのつながりづくり」というものが子どもたちの自己肯定感を育てる上で基本的なところになるであろうという考え方に立脚しまして、つながりをつくり出すコーディネートのあり方や、大人同士がまずは共同してつながり合える場をしっかりとつくってあげるといふ、そうしたコーディネート機能というものが実現できるよう、今後、議論を進めていこうということになっております。そうしたコーディネート機能のあり方については、今後、この意見具申書をまとめるに際し、また皆さんと一緒に議論してまいりたいと思ひています。

芳川会長：ありがとうございます。今後の議論の中で深めていきたいと思います。では、お隣、中村委員ですね。よろしくお願いします。

中村（有）委員：川崎県民センターの中村と申します。議論をありがとうございました。報告を伺って、是非、この方向で進めていただきたいなと思いました。例えば、課題として挙げていただいた「居場所づくり」や「社会参加のしくみづくり」が必要であるということは、青少年だけに限らない、今私たちの職場の問題でもあるなど、大人にも共通する課題であると思います。そういった意味でも、大人が子どもに“与える”ということではなく、「まず大人が幸せである」というところから提言書につなげていく、子どもの権利条例の機能を地域の中に還元するような形で生かしていくという方向については、とても共感するところです。引き続きどうぞよろしくお願いします。

芳川会長：ありがとうございます。「地域への還元」という大事なお言葉をいただきました。では、お隣、小林委員、お願いします。

小林委員：小学校長会から参りました小林と申します。今お聞かせいただきました、意見具申書案の構成、大変に素晴らしいものだと思います。議論の中であった、まず大人が幸せであること、そして、そういう姿を子どもに見せるんだということ、これは本当に大事なことだなと思っています。学校の中で子どもの様子を見ていますと、やはり子どもはよく大人のことを見ております。大人が考えるよりはるかに、子どもが大人のことを見ていることもあります。その大人も含めて、周りの環境の影響を受けやすいという、そうした側面も子どもは持っておりますので、大人がまず幸せであることというのは、とても理にかなっているのかなと感じております。

また、逆から見れば、大人はよく子どものことを見ているのかと。これは、大人としては、非常に意識しなければいけないなと感じました。大人ももっと、今よりもっとよく、深く、子どもを見る必要があるということです。このことを、川崎の社会全般に、様々な機会を捉えて広く発信していくこと、ちゃんと理解していただいて、それを実現しようというようなアクション、川崎の大人たちがそこまでいけるように、何とか働きかけていくということが我々の使命なのかなと感じたところでございます。

芳川会長：ありがとうございます。では、境委員、お願いします。

境委員：青少年育成連盟に所属しています境と申します。私どもも組織の人事異動に伴いまして、今年度からここに参っておりますので、昨年度の議論には参加しておりません。もしかしたら少し場違いな、間違った認識があるといけないのですが、その辺については、ちょっと御勘弁いただきたいと思います。

青少年育成連盟というのは、御存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、古くは川崎市の「補導連盟」に端を発しまして、現在は育成連盟ということで、青少年団体の4団体で構成をされております。子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団でございます。ちょっとこれから申し上げることは、我田引水に聞こえると非常に不本意ではございますけれども、せつかくの機会でするので申し上げたいと思います。

教育につきましては、皆様、非常に色々な知識を持っていらっしゃると思うんですけども、学校教育を中心とします「フォーマルな教育」、家庭教育を中心とします「インフォーマルな教育」、ただ、これだけではなくて、組織化された、体系化された教育団体で、ボランティアで主に運営をされております私どもの育成連盟の所属団体のような、いわゆる「ノン・フォーマル教育」というものもございます。

そして、私は川崎で生を受けまして、途中で横浜に引っ越しましたがけれども、川崎に住んでいた人間としまして、学校に行っていたのは、小学校までが川崎市、中学校以降が横浜市、大学は東京都、というように、川崎市の特性として、どうしても学校だけを見ても、川崎の中で完結するということがあまりない。これは割と、川崎市の特徴なのかなと感じております。

そうすると、資料の中にもありました「心のふるさと川崎」を感じるというのはどういうケースなんだろうと考えたときに、やはり学校の仲間としょっちゅう会う、年を経ても声をかけ合って会うというようなことを考えますと、もちろん学校は大事ですが、その他にやはり「ノン・フォーマルなつながり」というのも、ふるさとを感じてもらって、お互いを支え合うということに関して、とても大事な教育の資産ではないかと考えています。そういう活動がまた活発になるような、そういう御配慮、今でも川崎市はそういうところに目配りされているとは思っておりますけれども、引き続きそのようなことが施策に反映されていくのであれば、大変ありがたいなと思いました。以上でございます。

芳川会長：ありがとうございます。では、次は岸委員、お願いします。

岸委員：川崎市青少年指導員連絡協議会の岸でございます。このコロナ禍の、非常に大変な中で、協議題・調査専門委員の方も起草専門委員の方も、何度も会議や視察をされて、本当に敬意を表します。

先日出席した川崎市の「子ども・子育て会議」の資料の中で、川崎市の児童数というのは令和11年まで減らないというものがありました。そういう意味では、ここでの議論というのも、川崎市の子ども・子育て、青少年の育成、そういった大事なことを担っているのだなという感じはいたします。提言全体の理念的な内容については、専門の方が色々としっかり議論をされて形をつくっていただいているので、ちょっと今回は意見を控えさせていただきたいなと思っておりますが、ただ、前回の第30期の提言よりはかなり具体的で、パワフルで、素晴らしいものができるのかなと期待しております。

一つだけ、具体的な内容について少し意見を言わせていただければ、やっぱりこども文化センターなのかな、という印象があります。現状よりもっと色々な形でこども文化センターを使って、子どもの居場所づくりみたいなことにつなげていかざるを得ないのかなという感じはあります。ただ、私、現状、青少年指導員をやっている中で、こども文化センターとの関わりも結構あるんですけども、現状では、それらを期待するには、これは何度もこの会で言っているんですけども、現状ではこども文化センターに期待すべきキャパシティとか、ヒト、モノ、カネが全然足りない。そこまで期待するとするならば、やっぱりキャパシティ、ヒト、モノ、カネをしっかりとつけていただいて、こども文化センターそのものを強化するような形を取っていかざるを得ないのかなと思っています。今日は市議会議員の先生もお見えになっていますが、その辺も含めて議会の方にもしっかりと要望していただけたらと思っています。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。こども文化センターのキャパシティの問題については、前回の全体会でも御指摘いただいていたので、それはしっかり意見具申書の中に入れていたいと思っています。では次、香山委員、お願いします。

香山委員：協議題・調査専門委員の香山哲哉と申します。よろしく申し上げます。今期は起草専門委員ではないので、半年以上は議論から離れてしまっておりましたけれども、久しぶりに出席させていただいて、私は第29期から関わらせていただいているんですけども、前期、第30期のものも含めながら、非常に守備範囲の広いというか、色々なものにやはり対象を広げた話になっているのかなということで、大きな期待をしているところです。

ただ、逆にそれに関わっている人間というんでしょうか、協議題・調査専門委員の側から見ると、あまり広げ過ぎて、深みのないものにならないように、私を含めて気をつけていかなきゃいけないかなと思います。なぜそういう風に思うかという、まず副題の方で、子どもの権利との関わりが出てきたところで、それをどこまで含めていくのかとなると、主題である「心のふるさと川崎を目指して」というところまでなかなか及ばないというか、子どもの権利の方に議論が強く移行してしまうことが起こり得るのかなと思っています。私は、子ども権利条例の具体的な活動として、子ども達の拠点づくりということで、子ども夢パークの立ち上げとか、それから、子どもたちが市長への提言を行う「川崎市子ども会議」の事務局とかをやっていたんですが、そこからの川崎市の動きや変化というのは、それはもう大変なもので、全国に色々な意味で発信してまいりましたし、子どもの権利については、知れば知るほど、すごくボリュームのあるものにならざるを得ないので、本題の方がその分だけ紙面も含めて少なくなってしまうと本末転倒かなとも思うので、ここ数期の意見具申書の分量なども考えると、そこは気をつけていかなきゃいけないかなと思います。

それから、主題の「青少年の心のふるさと川崎」なんですけれども、これはまさに、私も足かけ20年、子どもに関わってきて思うのは、やはり大人が川崎

を「ふるさと」として認識しているかどうかというところに大きく関わるんだろうと思うんですね。それは言い換えれば、大人が幸せでなければ、子どもが幸せでないという、そこなんだと思うんです。自分の親なり周囲の大人たちが川崎のことを良く言えば、その中で育ってきている自分は幸福感を感じると思うけれども、そういう思いが感じられないところで育っていれば、やはり川崎に対する愛着は生まれてこないだろうと思うんです。そう考えると、やはり今回の市長への意見具申については、青少年の側から見ると同時に、やはりもう1回、川崎市民である、いわゆる成人である我々大人たちが川崎をどう捉えているかということを見直さなければならぬんじゃないかなと思うんです。子ども達は、自分の生き方のモデルとか、ロールモデルとして大人たちを見ていくわけなんですけれども、その大人たちの思いがどのようにして子ども達に伝えられていくのかということの、その部分をどう川崎市がつくっていくかということがとても大事で、これまでも理想論として色々なことを各期で言ってきたんですけども、なかなかそこに、やはり時間的なこととか予算的なこととか、人をつくるということができなくて、結局、そういった理想を掲げはするけれども、なかなかそれが具現化していかない、と。そんなことをある程度繰り返しているという感じはするんですね。前期、当時の岡田会長も、やはりどの程度それが定着していくのかを見ていきたいということを、委員を終えられる前におっしゃっていましたが、我々もそういう思いでしっかりと見ていかないと、結局、花火を打ち上げるだけで終わってってしまうので、今回、非常に細かな配慮で色々なところを見てくださっているの、是非今期から先にも目を向けて、理想論で終わるのではない、実のある意見具申ができるといいなと思います。

それからもう1点は、これも20年前もそうだったんですけども、子どもの思いにしても、青少年の思いにしても、大人の思いにしてもそうですけれども、川崎市に住まわれている、勤められている、学ばれている、そういう方々の総意について、「それを総意と言えるかどうか？」というのを検証するのは非常に難しいんですね。選ばれた子どもたち何人か集めて、また、どこどこでやっているそういう団体のところへ行って、そこでの意見があたかも川崎市の全体のものであるかのように書かれてしまうのがよくあるんだと思うんですけども、非常にそこは難しく、私が取り組んでいた20年前でも、果たしてそれが子どもの総意なのかどうかということについては、かなり議論した記憶があります。例えば、川崎市子ども会議の子どもたちは、数十人の組織を組んでいて、一生懸命頑張って、川崎の子ども達の思いを色々な形で集約して集めて、それを市長に届けるんですけども、川崎に住んでいる子ども達のどれだけがそこに関わっているのかということを検証せずに、それが子どもたちの総意であると言えるのかということは、非常に問題になったことがあります。

ですので、それもやっぱり実をどこで取るのかということだと思っただけなんですけれども、そういうところを少し丁寧にやりながら、時間をかけて、実際に具現化していくような、きっかけとなるような意見具申書にしたいなと思うし、皆

さんの御意見をまたここでいただければ大変ありがたいなど、そう思っているところでございます。

芳川会長：香山委員、ありがとうございます。前期からずっと一緒に携わっていただいている委員ですので、非常に貴重なアドバイスをいただきました。また意見具申書の完成に近いところで是非、御確認いただきたいと思います。では次、丸山委員、お願いできますか。

丸山委員：私は協議題・調査専門委員の丸山と申します。カウンセリングルーム「ぶどうの木」というところで臨床心理士をやっています。

私は、今回、起草委員には入らなかったのですが、今こうして先生たちが議論されていた内容を非常に興味深く聞かせていただきました。正直、最初は、この協議題でどんな風に議論が進むのかなと少し不安な部分もあったんですけども、思ったよりも具体性がある、多分こういう風に議論が進んでいるんだろうなと、非常に興味深く感じました。しかも、子どもの権利条例、この辺に踏み込んだというあたりも、非常に問題意識の高まりというか、子どもたちが今やっぱり守られていないということとか、命さえ危ないとか、孤立しているとか、不登校であるとか、いじめであったりとか、そういう色々なところに、視点を先生たちが向けてくださっているなというような、その危機感というのがひしひしと伝わってきて、その辺は非常にいいなと思いました。

私は心理士という仕事をしているので、マクロ的な話というより、どちらかというと、提言として出していただいたものをどう具体化するかというところについて色々と考えながらお話を聞いていました。自己肯定感というお話もありましたが、これって、すごく難しいことで、確かに大人が手を差し伸べたり、守ったりすることの必要性というのはあるんですけども、やっぱり子ども達がじっとして考え込んでいるだけでは、自己肯定感というのはつかないと思います。あるいは、幾ら大人が手を差し伸べても、子どもがどう応じるかというところも非常に難しいところもあると思うんです。だから、資料の中で出てきた青少年の社会参加とか、こども文化センター、この辺がヒントになってくるのかなと感じています。

先ほど米田委員から紹介いただいた子ども夢パークでのヒアリング内容がすごく興味深かったです。子ども達がそこに参加して、その子ども達が今度はそこにいる後輩の子ども達をサポートするみたいなこと、やっぱり、誰かを助けるということは、自分が必要とされているという感じも出てきますし、また、自分が働きかけて効果が出ているという自己効力感というんですか、これはやっぱり自己肯定感につながる部分でもあると思うんです。こういう機会を、例えば、こども文化センターといったところで、つくってあげられるとといいのかなと思います。例えば、不登校の子ども達に高校生が勉強を教えたりとか、遊びを教えたりとか、子ども達同士が支え合って、何かをつくり上げていくというような、そんな取組のイメージも浮かびました。それに参加する子ども達

は本当に限られているかもしれませんが、まずはそういうところから機会をつくっていくのがいいのかなとか、色々なことを感じました。

あとは、やっぱり子ども達に必要なのは情報だと思うんですね。情報がないとなかなか動けない。こういうすばらしい情報が、こども文化センターとか、今回ヒアリングに行かれた子ども夢パークとか、そうした様々な施設、様々な機関がある。子ども達はこういう情報をどこまで知っているかというのもすごく気になった点です。こども文化センターで子どもたちは一体何をやっていて、そこがどういうシステムなのかとか、どういう居場所なのかということはやっぱり多くの子ども達が知らないと思うんですよね。その情報を、今の子ども達はみんなスマホを持っていて、LINEとかもいっぱい使っているので、今こども文化センターでこんなことをやっていますとか、これから今ここでこういう高校生を募集していますとか、そんな情報をLINEで発信したりとか、ちょっとミクロ的な話なんですけれども、そういうイメージが浮かんできました。子ども達に色々と興味を持たせるような情報発信ができるといいのかなと、そこまで提言すべきかどうか分かりませんが、そんなことをイメージしました。すみません、まとまりのない話ですが、以上です。

芳川会長：ありがとうございます。丸山委員には協議題・調査専門委員として関わっていただきました。ありがとうございます。今の情報発信のところはとても大事な視点ですので、入れておきたいと思います。ありがとうございます。では、尹委員、お願いします。

尹委員：こんにちは。川崎市外国人市民代表者会議から来ました。まず、意見具申書の基礎内容をこんなにまとめていただいてありがとうございます。昨年、令和2年10月だったと思うんですけれども、自分が右も左も分からず、思いだけでしゃべった内容をこんなに立派にまとめていただいて、どうもありがとうございます。

最近、川崎市外国人市民代表者会議でも、子どもの居場所について、ちょうど議論をしていたところなんですけれども、そこでいただいた資料を少しだけ参考としてここで言わせていただきますと、川崎区の管区の中で外国人は9.2%いらっしゃるらしいんですね。自分が住んでいる麻生区とかだったら3%弱かなと思うんですけれども、9%という数字は、移民の多いフランスやイタリアなどよりも多いですね。フランスが7.3%、イタリアが8.7%ですから。実際に外国人市民代表者会議のメンバーの中でも、子どもがたくさんいるという方がいらっしゃいます。そういう人たちから話をよく聞きますと、子どもが学校になじめずに大変だとか、コロナでろくに就活ができなくて大変だとか、自分の子どもももう大学生なんで、最近、何とか就活はできたんですが、そういう情報とか居場所とかにとっても困っています。

居場所については、ありのままの自分でいさせてくれるというのは、本当にありがたい場所だと思うんですけれども、それに加えて、もしできるのであれば、今の、例えば子どもたちが毎日接するSNSの正しい使い方だとか、将来に向け

て前向きに自分の何か勉強ができる場所とか、そういうことができる場所にしていただければ本当にありがたいなと思います。

欲張りなので、もう少しだけ言いますと、本当にエネルギーを発散できる場所にもしていただければと思うんです。自分も、こども文化センターで子どもを遊ばせていたことがあるんですけども、何とか卓球とかはできるんですけども、本当は、バスケットボールなんかと一緒にやりたいなということはありません。バスケットボールまでできるこども文化センターは、自分の家の近くには無くて。学生時代に新潟だとか北海道だとか青森だとかに旅行したら、雪国の方はとても立派な体育館を持っていらっしゃるんですね。どんなに小さい市町村でも。何で川崎で、こんなにたくさん的人数がいて、税収もたくさんあるはずなのに、そういう施設がないんだろうと、外国人の自分としてはすごく不思議でしたね。あのときはふるさと納税もなかったのだから、地方の人が地域に税金を払うということもなかったと思うんですが、立派な施設を持っていて、うちの近所にもこういうのがあったらいいなと思いました。自分は25年、川崎に住んでいるんですけども、今までずっと、こども文化センターは広がっていないので、もうちょっと広い場所で子どもたちがわいわい遊べる場所があったらいいなと思います。議員さんもいらっしゃるのだから、ちょっとお願いしたいなと思います。以上です。

芳川会長：尹委員、ありがとうございます。確かに他市を視察したときも、バスケットができるようなところがありました。すごく具体的で、とてもよく分かります。ありがとうございます。では、市職員の皆様にもアドバイスをいただきたいなと思いますので、まず中村委員、よろしくをお願いします。

中村（茂）委員：市民文化局の中村です。私は前回の全体会まで事務局の方におりました。起草専門委員会を中心に、前回、3月の全体会以降、様々な議論を重ねられて、また、視察なども繰り返しながら、とてもいい議論というか、検討をいただいて、とてもうれしく思っています。

前期の「川崎ワカモノ未来PROJECT」に続いて、今期は「ソーシャルデザインセンター」を取り上げていただいている、そういう意味では、市民文化局と極めて重なる部分も多いように思っていますけれども、市民文化局は、文化とかスポーツとか、あと人権、外国人市民参加、交通安全、地域安全みたいな話から、区役所の行政のあり方とかコミュニティとか、色々なことをやっているんですけども、そうした中で今回は「ソーシャルデザインセンター」にヒアリングをいただいて、報告も皆さんお聞きになったと思うんですけども、今回の意見具申の内容にもつながる居場所づくりみたいなことも、私たち市民文化局としても、色々と課題設定をしながら事業に取り組んでいます。

2004年に「川崎市自治基本条例」という、川崎市の自治運営の最高規範の条例が制定されていますけれども、そこに基づいて様々な参加とか協働とかコミュニティの施策を本市として展開しています。その中の第9条に

コミュニティに関する条項があって、それを受けて、2019年になりますけれども、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」というのをつくって、これからの地域のあり方みたいなことを、今、市民の皆さんと具体的に考え、様々なことに取り組んでいるところです。「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成というのを基本理念に掲げていて、その中の一つの具体的な施策が「ソーシャルデザインセンター」なんです。その前に、地域における多様なつながりを育む空間である「まちのひろば」として、多様な居場所をつくっていかうと。これは何か行政が年度計画を立てて、今年度50か所整備しますみたいなやり方ではなくて、まさに創発型で、リーンスターアップでやるということで、市民の皆さんと企業と一緒に組みながら、共創型でやっていく事業なんですけれども、それを支えるプラットフォームとして「ソーシャルデザインセンター」があって、今回は多摩区ソーシャルデザインセンターに行ってくださいけれども、区ごとに多様な居場所を支えるプラットフォームとしての「ソーシャルデザインセンター」というのを今づくり始めています。最初にできたのが多摩区でして、その後には幸区ができて、川崎区もモデル事業を3か所でやっていますけれども、その他の区も今それぞれ検討会をやったりとか、色々な実験、モデルプロジェクトみたいなことを各区で取組を進めているところです。

皆さんの今までの議論を聞かせていただきながら、やっぱり思うのは、その人にとって、特に子どもたちにとって、自分らしくいられる場所、自分をありのままの存在として認められる空間としての居場所、つながりみたいなことが川崎のまちにどんどん広がっていくこと自体が、とても大切なことだと思っています。そういう意味では、行政だけでは当然そういうことをサポートし切れないといえますが、行政だけがやることではないし、もっと言うと、行政だけがそれをやればよいという社会は、ある意味ではちょっといびつな社会だと思っていますし、少し冒頭でお話しした「自治基本条例」の中でも、市民自治が前提にあって、その一部を信託されて市役所があるんだと、その中で、市の役割、議会の責務、議員の責務みたいなこともあって、それで「議会基本条例」がある、みたいな構成になっていると思うんですけれども、地域の中で自立的な空間とか居場所、その人がその人らしくいられて、選択制のある居場所みたいなことが、豊かに広がっていくこと自体が、まさに豊かな川崎市とか地域コミュニティにつながって、青少年にとっても未来がある。未来が見えるような場所になっていくんだと、そんな風に思っていますので、色々な施策の組合せとか、あるいは、先ほど尹委員から施設がないというお話がありましたけれども、確かにもっとあった方がいいかもしれませんが、意外とまだまだ使っていない資源があったりとか、使い切れていない部分もありますから、そうした様々な社会的な資源を組み合わせ、関係性を支える、社会サービスをより豊かにしていく中で、結果として青少年が生き生きと過ごしていける。

そして、未来を担うのはまさにそうした若い人たちですので、そこに向けて、私たちのやるべきことをやっていきたいと思っていますし、市民文化局としても、引き続き青少協の議論に寄り添いながら、きちんと施策の見直し等をしていきたいなと思っています。以上です。

芳川会長：どうもありがとうございます。では、お隣の宮脇委員、お願いします。

宮脇委員：健康福祉局長の宮脇でございます。もうほとんどの委員の方々が、私が思っているようなことを発言されてしまったのですが、せっかくいただいた機会ですので、感想を述べさせていただきます。

今まで私がやってきた事業を思い返すと、この「心のふるさと」という言葉はすごく印象的です。というのは、私が子どもに対する事業として「学習支援事業」というものをつくったときの議論の中で、まさにこの言葉が出ていて、この事業は何でやるんだろうなといったときに、それは「川崎がいいまちだと思えるような、いい思い出をつくらせてあげるためにやるんだよ」という話になったんです。鮭が大きくなって川に戻ってきて、そこでまた子どもを産むように、そうしたくなるようなまちをつくれるといいな、と考えたんです。それが結果的に「最後に住みたいまち」になるんじゃないの、というようなことを話し合っ、学習支援事業を始めさせていただきました。ここの資料にも出てくる夢パークの西野さんとか、ふれあい館の鈴木さんなんかとも色々意見交換させていただきながら、できるところから事業を始めました。学習支援を通じて、どんな子どもでもとりあえず高校には行こうよ、行けるんだねということ伝えて、自己肯定感を育てていったりとか、あと居場所づくりですね、そこに行けば、色々なお兄ちゃん、お姉ちゃん、おじさん、お婆さんがいて、気軽に相談ができるんだと、そうした居場所づくりも意識しました。

学習支援事業を行っていく中で、気になったのは、先ほどあったように総意、要するに、参加できない子、どうやってって親の意見なり意向なりに左右されちゃって参加できないとか、情報が届かないので参加できないというような子たちをどうやって救うんだろう。これは、考えれば考えるほど深みにはまるんですね、本当に。だから、今でも、居場所はつくっているんでしょうけれども、やはり何か物足りない部分もあるんだろうなというのは感じていて、常に反省や改善を繰り返しながら、事業を続けているところです。

あと自己肯定感という言葉については、私自身も全く自己肯定感の高くない人間なので、子どもに自己肯定感を持たせるのって、本当に大変だよなと感じています。ここの資料の中に書いてあるとおり、「生きていることも悪くない」とか「社会って捨てたものじゃない」とか、まずこのレベルなんだろうなと。確かに、ここが分かれば、次に進んでもらえるのかなとか思いながら、今回、資料を拝見させていただきました。先ほど中村局長からもありましたが、役所でできる仕事や、具体的な施策につながるような意見具申書をつくっていただければ、私たちとしては、できることはやっていきたいと思っていますので、

よろしく願いいたします。

芳川会長：ありがとうございます。では、阿部委員、よろしく願いします。

阿部委員：私は、今年4月に着任いたしましたこども未来局長の阿部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私どもこども未来局の所管である子どもの権利条例や、こども文化センターについて、色々な委員の皆様からキーワードとして出てきたと思います。所管している立場として、ここでの議論について、お礼を申し上げたいと思います。また、委員の皆様におかれましては、日頃から、青少年の健全育成ですとか、本市の子ども・子育て支援事業に大変御協力を賜っております。この場をお借りして改めて感謝申し上げたいと思います。

冒頭、資料説明の中で事務局の方から御紹介しました、横型の概要版ということで今日御提示をさせていただきましたが、このほど、川崎市の行政計画として、第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の素案を取りまとめました。本当はもっと早い段階で情報提供させていただきながら、両専門委員会も進めていただければよかったのかもしれないのですが、何分、こちらも策定中だったものですから、本日初めて御覧いただく形になったということで、そこは少し残念だったなと思っています。こちらには市の方で認識しております問題や課題の所在ですとか、それにまつわる様々なデータも掲載しています。それを踏まえ、今後、令和4年度から令和7年度までの4年間の施策の方向性ですとか、市としての考え方、取り組むべき事業、そういったことまで幅広く取りまとめておりますので、是非、今後の意見具申書の取りまとめに向けては、こちらを御参照いただければと思っておりますし、今日はお手元には概要版をお配りしましたが、本編につきましては市のホームページで公開しております、それは今年度中に策定をしまして、令和4年4月からリリースということになっておりますので、こういったものとリンクさせる形で、是非、よりよい取組につながるような御提言をいただければと思っております。

私個人としましても、今日拝聴しました皆様の御意見、改めて、この分野の事業、取組を進める上で一層気を引き締めていかなければいけないなど、そう思ったところがございます。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

芳川会長：どうもありがとうございます。ひととおりのアドバイスもいただきました。

「子どもの権利に根差した地域づくり」とございましたけれども、確かにフェーズがちょっと大き過ぎるのではないかと、あと「心のふるさと」とのバランスをしっかりと考えて触れていただきたいという御意見がございましたが、一般的に副題はこのような形で進めさせていただきますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。ありがとうございます。では、この線に沿って、引き続き意見具申書の内容を皆さんで考えて、意見具申書の作成を行っていきたいと思います。ありがとうございます。

(3) 今後の協議スケジュールについて

芳川会長：では、最後の議事(3)「今後のスケジュールについて」です。事務局から説明をお願いします。

事務局：(今後の協議スケジュールについて説明)

芳川会長：ありがとうございます。それでは、他に皆様から何かございますでしょうか。特にないようでしたら、本日の議事はこれで終了したいと思います。進行を事務局にお返ししたいと思います。

3 閉会

事務局：皆様、ありがとうございます。それぞれの委員のお立場、御経験から大変貴重な御意見、御指摘、またアドバイスなどを頂戴しまして、今後まとめる意見具申書にしっかりと反映させていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第31期川崎市青少年問題協議会第3回全体会を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございました。